

関係住民の方から頂いた意見に対するお答え（案）

平成 13.8.28 まで集計

1. 過去の流域委員会などで審議されなかった新たな意見

	主 な 意 見	お 答 え（案）
設楽ダム関連	自然環境を破壊することのない、小規模ダム群を設置する等の施策を検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム規模が小さいからといって、小規模ダム群が自然環境に全く影響を与えないものではないと考えています。</li> <li>・また、小規模ダム群について具体的な位置等が提案されていないため詳細は不明ですが、小規模ダム群によって設楽ダムの効用（治水、利水）を代替する場合には、多数の小規模ダムが必要となるため、経済性や管理面の観点からも現実的ではないと思われます。</li> </ul>
	設楽ダム建設でなく、支流毎または流域内に調整地を設ければ治水、利水に対処できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川及び宇連川に流れ込む主な支川について、地形条件などから概略検討し、調整地設置の可能性のある地点を抽出したところ、流域内で9箇所、約140haであり、調整地の水深を3mと仮定すると、容量として約420万m<sup>3</sup>と推定されます。しかし、この容量を全て治水目的に利用しても設楽ダム（洪水調節容量1,900万m<sup>3</sup>）と同等の治水上の効果は、期待できません。</li> <li>・また、この調整地をすべて利水目的に利用した場合、設楽ダムの利水容量7,700万m<sup>3</sup>の約1/20であり、設楽ダムの利水基準年である昭和43年においては、下流への利水のための補給日数は、約8日（設楽ダムの補給日数約150日）しかないため、設楽ダムの代替案とはなり得ません。</li> </ul>
	<p>設楽ダム建設に伴う農民等の負担がわからないと適否が判断できない。</p> <p>ダム建設による水道料金・農業用水料金の負担増を明示すべき。</p> <p>ダム建設による農家負担等を考えると一方的な計画の推進は疑問である。</p> <p>農業をやる若い人は少なく、住民の負担が大きくなるため、ダム建設は反対。</p> <p>設楽ダムの必要性は理解できるが、建設費の負担は小規模農家にとって深刻な問題。高い生産能力のある地域と中山間地の同一負担は問題。</p> <p>農業状況も変化している中で、計画を推進した場合の負担増によるメリットがあるか疑問。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム建設費の負担割合については特定多目的ダム法に基づく基本計画で定められます。</li> <li>・この場合に、ダム建設費の費用割合は、法律によって定められた方法に基づき算出され、又、関係者間で合意した上で決定されることとなります。</li> </ul>
霞関連	江島霞の名前の変更（地元の言い方は、「金沢霞」）を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞堤の呼称については、関係自治体等と調整を図ります。</li> </ul>
治 水	治水対策は、洪水被害が頻発している中小河川の整備を優先して実施するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、豊川本川の治水安全度は決して高くはありません。（現況約1/10（霞堤地区を除く））</li> <li>・河川整備にあたっては、上下流、本支川及び左右岸バランスなどを考慮して進めることが基本となります。</li> <li>・本支川間バランスを保ちつつ、支川等の整備を促進するためにも、その受皿となる本川の安全度の向上を優先すべきであると考えています。</li> </ul>
	河道内の樹木群は洪水防御に役立つ。伐採するべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河道内の樹木群は堤防への水衝を緩和するような堤防保護や河岸を保護する機能も併せ持っていることを認識しています。</li> <li>・豊川では、基本的にはできる限り現在の良好な樹木群を維持する中で、治水上支障がある部分について最低限の伐採を計画しています。</li> </ul>
利 水	河道整備の中に、9.6K付近での狭窄部対策を実施するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご要望の狭窄部については、樹木群が繁茂しており、霞地区に流入する洪水流の勢いを和らげる効果を有しています。このため、狭窄部の治水対策としては樹木群を伐採せずに、下流部の低水路拡幅により水位を低下させることとしています。</li> </ul>
	水利権量での取水量ではなく、需要に応じた取水で対応すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点においても、常時水利権量を全量取水している訳でなく、水利権量の範囲内でその時々に必要な水量を適宜取水しており、適正な取水がなされているものと認識しています。</li> </ul>

関係住民の方から頂いた意見に対するお答え（案）

平成 13.8.28 まで集計

2. 過去の流域委員会で審議された事項や既に原案に盛り込まれている事項に対しての意見

	主 意 見	お 答 え（案）
	<p>整備計画原案に賛成である。                      河川整備計画を早急にまとめ、事業の早期実施を希望する。                      整備計画を早期にまとめ、速やかに事業を実施するべきである。                      被害が起こらない河川計画を希望する。                      農業経営安定化のため整備計画の早期実現を希望する。                      今後の農業に必要な計画は推進すべき。                      整備計画には賛成。実行しなければなんにもならないので、早期実現を希望。                      治水、利水、環境いずれも調和ある開発が必要。                      その場しのぎの対策ではなく将来を見据えた長期計画の実現を希望する。                      「河川環境の保全」「住民意見の反映」「豊川らしさを守る」ということは評価できる。</p>	<p>・ご意見の主旨に沿えるよう、早期に整備計画策定を目指し、安全で安心な社会が実現できるよう必要な施策を実施してまいります。</p>
	<p>豊川水系河川整備計画原案は、水と緑に囲まれた農工商バランスの取れた流域を作り出すことを実現するために妥当な案であり、コスト削減に務め早期着手完了を望む。</p>	<p>・コスト削減については、CALS/EC 導入による業務の簡素化、建設副産物等の効率的な利用に努めるなどのように従前から取り組んでいるところであり、引き続き推進していくように努めてまいります。</p>
<p>整備計画全般</p>	<p>管理さえしっかりすれば河川は生きてくると思うため、将来を見越した大胆な計画を立てることを希望する。</p>	<p>・整備計画原案には、豊川の維持管理は、「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」等の観点から、洪水時や濁水時だけでなく、平常時から豊川の有する機能が十分発揮できるよう、関係機関や地域住民等との連携を強化し、「平常時の管理」、「洪水時の管理」、「濁水時の管理」、「地震時の対応」、「水質事故の対応」を実施することを記載しています。</p>
	<p>山林の整備・管理を整備計画に盛り込むべきである。                      設楽ダム建設だけではなく、保水力のある広葉樹の植林等、総合的対策を検討するべきである。                      森林は個人所有が多く、針葉樹を広葉樹に変えると収入とならず管理ができなくなる。総合的な判断を行い有効な施策を実施する必要がある。</p>	<p>・ご意見の主旨は流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『森林保全対策の推進』と述べられており、整備計画原案でも、今後、新たな水循環・国土管理に向け、上流域の森林から三河湾に至る流域における河川水・地下水等の水循環や土砂流出について関係機関と連携し調査研究等を行うと記載しています。</p> <p>・なお、河川法に基づく河川整備計画に山林の整備・管理などに関する具体的な施策を記載することは法律上限界がありますが、河川管理者としても最大限の努力をするとともに、関係機関等と調整を図ってまいります。</p>
	<p>沿岸漁場の漁業不振は流入河川の水質に問題有り、漁民が森林に注目している。三河湾を浄化するために上下流が協力する為、森林整備に参画を希望する。</p>	<p>・ご意見の主旨は流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『森林保全対策の推進』『三河湾浄化対策の推進』と述べられており、整備計画原案でも、今後、新たな水循環・国土管理に向け、上流域の森林から三河湾に至る流域における河川水・地下水等の水循環や土砂流出について関係機関と連携し調査研究等を行うこと、また、三河湾浄化対策の可能性について関係機関と連携し調査研究を行うと記載しています。</p> <p>・なお、河川法に基づく河川整備計画に山林の整備・管理などに関する具体的な施策を記載することは法律上限界がありますが、河川管理者としても最大限の努力をするとともに、関係機関等と調整を図ってまいります。</p>
	<p>「豊川をいかに利用するか」(行政則)でなく「美しき川」として子孫に残すことを考えるべきである。</p>	<p>・平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に従来の治水・利水に加えて河川環境の整備・保全が追加されました。</p> <p>・ご指摘の「美しき川」を子孫に残すことは、河川法の目的のひとつであり、原案作成時に配慮しています。</p>
	<p>社会情勢等の変化に応じた計画の見直し等のチェック制度が必要である。</p>	<p>・河川整備計画は、一度作成したら変更しないものではなく、大きな洪水の発生や自然社会条件等の状況の変化等必要に応じて適宜見直しを予定しています。</p>

	主  な  意  見	お  答  え  (  案 )
設楽ダム計画を推進する方の意見	<p>設楽ダム問題の早期解決を希望する。また、建設するならば早期実現をお願いしたい。</p> <p>水源地域である設楽町の人にご迷惑をかけているが、協力体制を造り設楽ダムの建設をお願いしたい。</p> <p>利水、治水の面でも計画されている設楽ダムの建設は急務であり、水源地域のご理解と地域の整備発展も支援されますよう希望する。</p> <p>水源地の人々の理解の元、水不足解消のため設楽ダム建設を早急に実施すべきである。</p> <p>ダムなどの整備を推進し、水不足の解消を希望する。</p> <p>ダム建設に当たり、水源地域の整備の推進及び上下流の流域一体観への取り組みの推進を希望する。</p> <p>渇水時には節水して必要な水量を使っている。設楽ダム建設を強力に推進して、水不足の解消を希望する。</p> <p>東三河の発展のために設楽ダムの早期建設を要望する。</p> <p>東三河の総合的な発展のためには、水資源の開発は必要不可欠である。</p> <p>今後は東三河の受益地発展のためにも安定した水を供給できる設楽ダムは必要不可欠である。</p> <p>東三河地域の発展には水が必要であり、防災と環境保全とそして上流地権者には十分に留意し、ダムの早期着工を希望する。</p> <p>設楽ダムの建設により取水の安定化を図るとともに子供達が川遊びの出来るような自然な流れの豊かな川を造って欲しい。</p> <p>将来に渡り、用水の確保は必要であるため、ダムを希望する。大島ダムだけでは不足する。</p> <p>豊川用水は全体量が不足しているため、ダム建設を希望する。</p> <p>水が不足しているのでダムを強く希望する。</p> <p>一日も早く安定した水の確保、洪水の被害からの守りをしてもらうために設楽ダムの建設を希望する。</p> <p>年間を通した安定の利水計画の早期着工、完成を望む。</p> <p>下流域としては、設楽町の方々が設楽ダム建設に同意していただけるのであれば、反対する理由はない。</p> <p>地球温暖化等に対処するためには、降った雨を有効に利用できる設楽ダム以外にないと考えている。</p> <p>降雨時に無駄に河川に流れている水を長期的に利用できるようダムが必要である。</p> <p>豊川水系は天竜川水系と比べ水源地の面積が狭く、渇水になりやすい体質であり、キャパシティの拡大の為に設楽ダムの建設促進を希望する。</p> <p>水が不足しているのでダムを強く希望する。</p> <p>設楽ダムが出来てもダム建設の費用を回収する為に新たな水需要を限りなく作っていくことには反対であるが、少雨の年でも安心して生活出来るようなバランスのとれた水資源開発と利用計画の実施を希望する。</p> <p>水の有効利用はすべきであり利水する者として田畑には水が必要である。ダムを希望する。</p> <p>日常管理が出来れば設楽ダムには賛成。</p> <p>水の需要が増えて供給不足解消が不可欠となっていており、そのバランスを保つには人工的に上流部にダムなどの人工湖が必要である。広い視野に立って且つ、環境にも配慮してもらい国の政策を受け、益々豊かな生活を希望する。</p> <p>現在の渇水は少雨が原因で、ダムの貯水量を頼りにするしかない。農業従事者、利水者としても不安のない生活が出来るようにこの豊川水系計画にもある設楽ダムの建設を早急に希望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダムは豊川水系の治水、利水、環境のために重要な施設であり、着実に整備を進めたいと考えています。</li> <li>・整備計画原案には、治水及び水利用からの必要性の他、自然環境への影響及び地形・地質条件の制約、社会状況などを総合的に考慮のうえ、豊川上流に、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規水資源開発の目的を有する多目的ダムとして設楽ダムを建設することを記載しています。</li> </ul>

	主  な  意  見	お  答  え  ( 案 )
設楽ダム計画を推進する方の意見	<p>設楽ダムは豊川水系の治水、利水に重要な施設であり、早期着工を希望  設楽ダムを造るならば早期実現を望む  水没地域住民は設楽ダム問題の早期解決を希望している。  設楽ダムは豊川水系の治水、利水、環境のために重要な施設であり早期着工を希望。  設楽ダム早期実現を希望。  災害防止、水の安定確保、環境保全のため設楽ダムの建設は是非とも必要であり、早期着工を希望。</p>	
	<p>ダム建設に当たっては、水源地域の方々には下流域は協力して感謝の気持ちを具現化するべきである。  設楽ダムについて水没者対策、水源地域振興策及び残存者対策などについて下流住民にも認識を持たせること。  設楽ダムの早期完成の為に下流域住民の取るべき方策を具体的に指導されたい。行政(国・県・市)が先頭に立って上流域に対応しないとダムは出来ない。行政機関の適切な指導を下流は期待している。  上流域の方々に、下流域の渇水状況を今以上に理解をしていただき、上流域の方々の生活に支障がないよう適切に話し合いを行って欲しい。  利水計画の基に設楽ダムの建設促進を希望する。その際、設楽町には下流市町が補償されるよう指導されることを希望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダム建設に際しての水源地域への配慮については、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『設楽ダム建設に際しての水源地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、設楽ダムが与える社会的影響を緩和するため、関係住民等の意向を十分配慮・尊重し、国・県、設楽町及び下流市町村等と連携して、水源地域の生活再建や地域整備が図られるよう必要な措置を講じるとともに、ダム周辺の開発計画・プロジェクトとの連携、調整を進め地域づくりを支援すると記載しています。</li> </ul>
	<p>「クマタカ」等の保護活動記事等の記載をすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダム建設に際しての環境への配慮については、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『設楽ダム建設に際しての水源地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、特に、ネコギギやクマタカをはじめとした動植物の生息・生育環境に与える影響をできる限り回避・低減し、必要に応じて代替措置を講ずるよう配慮するとともに、水質についてはダム貯水池のみではなく、下流域を含めて配慮すると記載しています。</li> <li>・なお、ネコギギやクマタカ等への影響や保全対策等については、環境影響評価法による環境影響評価(環境アセスメント)で定める予定です。</li> </ul>
	<p>環境面においてダム建設時は、一時的に荒れるが、完成後には元の静かな山間部に戻らと思う。水が満々と満ちている状況は、人、動植物を休ませてくれる場所だと思ふ。</p> <p>「鹿島川の生活排水」が寒狭川に流れており、ダム建設をする前に浄化槽を設置し、浄化できた水をダム湖に流すようにしないと「佐久間ダム」と同じようにダム湖が汚れてしまう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダム建設に際しての環境への配慮については、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『設楽ダム建設に際しての水源地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、設楽ダムの建設では、ダムや付替え道路等の工事並びに新たに創出する貯水池の存在などによる直接的な変化や、河川の連続性の遮断等が、大気環境、水環境、地形・地質、土壌、植物、動物、生態系へ与える影響、並びに景観、人と自然の触れ合い活動の場の変化等を予測評価し、その結果に応じて回避、低減、または代償のための保全措置を講じると記載しています。</li> <li>・ダム貯水池の水質については、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『設楽ダム建設に際しての水源地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、水質についてはダム貯水池のみではなく、下流域を含めて配慮すると記載しています。</li> </ul>

	主 な 意 見	お 答 え ( 案 )
設楽ダム計画の再考を求め る方の意見	<p>ダムに頼らない治水計画で対応すべきである。</p> <p>ダム無しで豊川を安全で自然豊かな川にしていくにはどうすればよいか、再考すべきである。</p> <p>設楽ダム以外の必要な事業は実施してほしい。</p> <p>流域委員会で出された代替案を実行すれば、設楽ダムは不要である。</p> <p>新規利水及び湧水による水不足は、豊川総合用水施設や天竜川から更なる導水を実施し、かつ節水により対応可能であり、設楽ダムは不要である。</p> <p>設楽ダム建設でなく、堤防の建設や河道改修、又、流域の森林整備を進めるべきである。</p> <p>治水面でも設楽ダム建設でなく、上流の森林保全と他の方法の組合せで対応可能である。</p> <p>中下流域で自己水源を確保し、節水を行えば設楽ダムは不要である。</p> <p>河川整備は推進してほしい。ただし、何でも豊富に使うという意識改革が必要で、ダムの建設は反対。</p> <p>ダムの必要性に疑問</p> <p>霞を締め切り、ダムを造る理論は理解できない。</p> <p>設楽ダムの建設地点では治水機能に疑問がある。布里ダムが必要ではないか。</p> <p>設楽ダム地点での洪水調節に疑問がある。巴川合流点より下流の方が効果的ではないか。</p> <p>設楽ダム計画推進一辺倒の整備計画原案を作成した豊川の明日を考える委員会の豊川に対する認識の甘さを感じる。</p> <p>治水・利水両面から設楽ダムは不必要である事は整備計画原案から明らかであり、豊かな河川環境には程遠い。</p> <p>流入河川が2つしかない設楽ダムの治水効果には疑問。</p> <p>ダムは建設せず、現状のままでよいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第18回及び第19回の流域委員会において、豊川水系河川整備計画素案及び修正・代替案を比較検討されました。その結果、設楽ダムの建設を含む案が整備計画原案の基本とされるとともに、「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」が提出されました。これらを踏まえて整備計画原案を作成しています。</li> <li>・具体的には、設楽ダムあり・なしの各ケースについて、森林保全、他水系からの導水、河道内の樹木伐採や低水路全拡幅等の大幅な河道改修、豊川放水路の浚渫、新たな遊水地の設置、霞堤の締め切りのほか、三河湾浄化、節水活動等の視点を組み合わせた修正・代替案を作成して比較評価が行われました。</li> <li>・また、設楽ダムの建設地点については、地形・地質条件、治水・利水効果を期待できる位置、環境及び経済性等を総合的に検討し、現ダムサイトが一番優れていると考えています。</li> <li>・なお、上記提言には、ダムの建設に反対する意見もあったことが付記されています。</li> </ul>
	<p>設楽ダムありきではなく、費用対効果を他の方法による治水、利水、環境整備を実施した時と比較し、それを情報公開し、建設の是非を判断する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域委員会において、設楽ダムあり・なしの各ケースを含む代替案について比較検討した結果を踏まえて、設楽ダムの建設を含む整備計画原案としています。</li> </ul>
	<p>将来の水需要に対しては、豊川総合用水施設で対応可能であり、設楽ダムは必要ない。</p> <p>大島ダム完成後の状況を見てから、設楽ダム計画（利水）をたてるべきである。</p> <p>利水容量は建設同意可能量とし、利水者がその範囲内で努力する事も大切。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川水系は水資源開発促進法に基づく「水資源開発基本計画」(平成2年5月策定)において、東三河地域と湖西地域の水需要想定に基づいて水供給を確保するため、豊川総合用水及び設楽ダムなどの水資源開発を促進することとされています。</li> <li>・また、愛知県の「愛知2010計画」(平成10年3月策定)では、目標年次である平成22年の東三河地域の河川本川需要量を3億1200万 m<sup>3</sup>/年と予測しており、豊川総合用水や設楽ダムの建設が必要とされています。</li> <li>・さらに、設楽ダムに流水の正常な機能を維持するために必要な容量(不特定容量)を確保することによって流況の安定化等が図られるとともに、既得用水が10年に1回程度発生する規模の湧水時においても安定して取水できるようになります。</li> <li>・なお、上記の内容については、流域委員会においても説明しています。</li> </ul>
	<p>利水について、設楽ダムがなくても実績需要量を十分確保出来る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川流域は毎年のように湧水が発生しているため、節水を余儀なくされている地域です。</li> <li>・したがって、実績需要量は毎年のように行われている節水対策後の数値であり、本来必要とされている需要量に対しては、水不足が生じています。</li> <li>・なお、上記の内容については、流域委員会においても説明しています。</li> <li>・本年8月の湧水においても、全国有数の野菜・果実産地である東三河地域において、秋に収穫予定のナシ、カキで実の発育への影響が心配されたり、定植の始まるキャベツ、白菜等の成長の遅れが目立ち、収穫半減を覚悟する農業関係者もいるなどの農業への影響や、各地域において小中学校のプールが閉鎖されたり、老人福祉施設等の入浴利用が中断されるなど等の報道がなされていたところです。</li> </ul>

	主 な 意 見	お 答 え ( 案 )
設楽ダム計画の再考を求める方の意見	今ある水を(ダムにより)利用するのではなく、水量の確保(山林の保全、水源の確保)に努めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の主旨は流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『森林保全対策の推進』と述べられており、整備計画原案でも、今後、新たな水循環・国土管理に向け、上流域の森林から三河湾に至る流域における河川水・地下水等の水循環や土砂流出について関係機関と連携し調査研究等を行うと記載しています。</li> <li>・しかしながらこの豊かな森林をもってしても、豊川流域では洪水や渇水が頻発しているのが現実です。</li> <li>・豊川流域では、洪水や渇水を森林のみで防ぐことは現実的ではなく、ダムと森林が一体となって国土保全を図っていくことが必要です。またダムを守る観点からも、倒木や土砂がダムに流れ込まないようにするため、森林の保全は大切だと考えています。</li> </ul>
	設楽ダムの完成は、20～30年後であり、受益地域での雨水の有効利用を考えた方が現実的である。設楽ダム建設でなく雨水貯留施設により対処するべきである。また、そのための補助金制度の充実や有効活用の研究の推進に努めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水の有効利用は必要と考えておりますが、その効果については限度があります。</li> <li>・渇水時等、非常用の貯留施設として国内にも雨水貯留施設がありますが、現在、設楽ダムに相当するような規模の雨水貯留施設は存在しません。</li> <li>・雨水の有効利用等、健全な水循環系の構築を図るため、関係機関や地域の皆様方と連携を強めていきたいと思っております。</li> </ul>
	節水型社会を目指すべきであり、循環型社会ができればダムは不必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の主旨は、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても、『節水対策の推進』として述べられており、整備計画原案でも、健全な水循環系の構築、水の再利用の推進、節水の促進等渇水に強い節水型社会システムの構築等のため、関係機関や地域住民等との連携を強化すると記述しています。</li> <li>・東三河地域では毎年のように渇水が頻発しており、他の地域と比べても節水に対する意識も高く節水に心がけていると思っておりますが、それでも農業経営や日常生活にただならぬ影響が生じています。</li> <li>・今後着実に増加していくと考えられる水需要に対してはこのように節水だけでは対応が困難であるため、設楽ダムの建設を着実に進めていく必要があります。</li> </ul>
	150年に1回の洪水のためには、後2つのダムが必要であり、ダムの耐久年数を50年とすれば、永久にダムを作り続けることになり非現実的である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム建設にあたっては、建設のコストを縮減し、かつ品質管理を図りつつ、長寿命化を図ります。また、ダムを整備した後においては、ダムの機能が十分発揮できるよう常に良好な維持管理を行っていくため、50年で壊れたり、機能が無くなるというものではありません。</li> </ul>
	150年に1回の洪水のために2,000億円を投資し設楽ダムを建設するのは現実的ではない。設楽ダムは約1.1m <sup>3</sup> /sを生み出すために2,000億円かかり、事業費が高い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダムは洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規水資源開発の3つの目的を達成するために必要な事業費として約2,000億円を予定しているものです。</li> </ul>
	ダム建設により流況が平滑化することに伴い河川環境が悪化して、アユ等の魚類が減少するため、設楽ダム建設に反対である。設楽ダムの建設により、豊川の流量がさらに少なくなり生物や景観に与える影響が大きくなることを心配している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダムによる流量調節は、洪水時の最大流量を減少させるとともに、渇水時の流況を一定量以上に確保します。これにより生物の保護や景観の保全を図ります。</li> </ul>
	自然環境を破壊する設楽ダムの建設には反対である。生態系に影響を与える設楽ダムに反対する。ダム建設による河川、動植物、三河湾、住民生活への影響が不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダム建設による環境への影響については、必要な環境調査を行い、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施し、周辺環境へ与える影響をできるかぎり回避、低減、必要に応じ代償措置を講ずるよう配慮することとしています。</li> <li>・また、ダム建設中及び建設後においても、モニタリングの実施などにより、環境への配慮に努めてまいります。</li> </ul>

	主  な  意  見	お  答  え  ( 案 )
設楽ダム計画の再考を求める方の意見	<p>河川法改正の柱となっている環境保全の視点がどのように原案に盛り込まれているのか理解し難い。例えば環境への影響が著しいとしてダム建設は行わない方向で世界的に見直しがされているにもかかわらず豊川水系ではダム建設案を採用したのか。明らかにされなければならないと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案には、環境の保全について多様な動植物の生息・生育環境や良好な景観の確保・保全等に努めるとともに、河道改修やダム建設にあたっては、河川環境に与える影響をできる限り少なくし、その保全に努めると記載しています。また、「設楽ダムの建設」、「河道改修」及び「河川の維持」等のそれぞれの項目に環境の保全について記載しています。</li> <li>・第18回及び第19回の「豊川の明日を考える流域委員会」において、豊川水系河川整備計画素案及び修正・代替案を比較検討されました。その結果、設楽ダムの建設を含む案が整備計画原案の基本とされるとともに、「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」が提出されました。これらを踏まえて整備計画原案を作成しています。</li> <li>・具体的には、設楽ダムあり・なしの各ケースについて、森林保全、他水系からの導水、河道内の樹木伐採や低水路全拡幅等の大幅な河道改修、豊川放水路の浚渫、新たな遊水地の設置、霞堤の締め切りのほか、三河湾浄化、節水活動等の視点を組み合わせた修正・代替案を作成して比較評価が行われました。</li> <li>・1994年の米国の国際かんがい排水委員会等における、米国内務省開拓局ピアード長官(当時)の「アメリカにおけるダム建設の時代は終わった」との発言が波紋を呼び、また、米国の民間団体(アメリカンリバーズ)の調査によると、米国では既に500近くのダムが撤去されているといわれています。</li> <li>・しかしながら、平成12年3月に出された「公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査についての報告書」(衆議院調査局)によると、「米国連邦政府および州政府により大型ダムを建設中である」とされており、また、世界大ダム会議(ICOLD)が1999年9月にまとめた資料によると、カリフォルニア州などの水需給の逼迫している地域などで、42ダムが工事中であることが確認されています。</li> <li>・エドワーズダムをはじめ撤去されたとする施設のうちの9割以上が、高さ15m未満の、我が国では通常「堰」と呼ばれているものです。我が国でも、農業用水の取水用の堰などについて、老朽化、取水位置の統合等の理由で、326施設が撤去(平成13年4月調べ)されています。</li> </ul>
	<p>閉鎖水域である三河湾浄化のためには、豊川から洪水が流れ込むことが重要である。愛知県にダムのない川を残したい。三河湾と豊川の結合で自然が保全されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三河湾のような閉鎖水域では、一般的に、流入河川からの流入量や負荷量のほか、地形や気象条件、干潟や藻場の減少等が関連しています。</li> <li>・流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『三河湾浄化対策の推進』と述べられており、整備計画原案には、三河湾浄化対策の可能性について関係機関と連携し調査研究等を行うことを記載しています。</li> </ul>
	<p>ダム仕付の地質について、流域委員会で十分な議論がなされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに実施した地質調査の結果、130m級の重力式コンクリートダムの建設に十分耐えうる地盤であるとの結論を流域委員会に報告しています。</li> </ul>
	<p>設楽ダム建設による環境への影響を極力少なくすると書いてあるが、具体性がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダム建設による環境保全対策については、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施して、具体的な保全措置等を定めてまいります。</li> </ul>
	<p>ダム計画を撤回し、ダム計画により精神的苦痛を受けた方々に補償を行うとともに、国、県が責任をもって町の振興策を実施すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設楽ダム建設に際しての水源地域への配慮については、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『設楽ダム建設に際しての水源地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、設楽ダムが与える社会的影響を緩和するため、関係住民等の意向を十分配慮・尊重し、国・県、設楽町及び下流市町村等と連携して、水源地域の生活再建や地域整備が図られるよう必要な措置を講じるとともに、ダム周辺の開発計画・プロジェクトとの連携、調整を進め地域づくりを支援すると記載しています。</li> </ul>
	<p>ネコギギ、クマタカは設楽町のみならず、県民の財産である。設楽ダム建設によりネコギギは壊滅する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案には、特に、ネコギギやクマタカをはじめとした動植物の生息・生育環境に与える影響をできる限り回避、低減し、必要に応じ代償措置を講ずるよう配慮するとともに、水質についてはダム貯水池のみではなく、下流域を含めて配慮すると記載しています。</li> <li>・設楽ダム建設でネコギギが壊滅するとは考えておりませんが影響を受けるネコギギもいるため、その保全対策については、現在、学識経験者の指導を受けて調査検討中です。</li> <li>・また、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施し、周辺環境へ与える影響をできるかぎり回避、低減、必要に応じ代償措置を講ずるよう配慮することとしています。</li> </ul>

	主 な 意 見	お 答 え ( 案 )
設楽ダム計画の再考を求める方の意見	設楽ダムは、下流の洪水防止対策にはならず、かつ、環境、動植物の生態からも「設楽ダム反対」である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案に、設楽ダムの洪水調節効果については、設楽ダム地点の計画高水流量 1,490m<sup>3</sup>/s のうち、1,250m<sup>3</sup>/s の洪水調節を行うことにより、基準地点石田における基本高水ピーク流量 7,100m<sup>3</sup>/s に対して約 1,000m<sup>3</sup>/s の流量低減効果を見込んでいます。また、戦後最大の洪水に対しては 550m<sup>3</sup>/s の流量低減効果を見込んでおり、科学的にも明確になっています。</li> <li>・また、設楽ダム建設による環境保全対策については、環境影響評価法に基づく環境アセスメントを実施して、具体的な保全措置等を定めてまいります。</li> </ul>
霞関連	霞堤の早期締切り要望（牛川霞、下条霞、賀茂霞、江島霞） 洪水対策には、「小堤」ではなく本格的な堤防を造るべきである。 霞堤を締め切り、地区内に降った雨を排水し、主要道路が洪水時でも利用出来るよう霞堤地区について、右岸は完成しているのに左岸が無堤なのは不公平、早期築堤を希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案には、設楽ダムの建設とあわせて霞堤の対策が記述されています。</li> <li>・整備計画原案には、下条、賀茂及び江島の各霞堤では、関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめの細かいハザードマップ等のソフト対策とあわせて小堤の設置などにより浸水被害の軽減を図ると記載しています。</li> <li>・また、牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消するとしています。</li> <li>・なお小堤設置後の排水対策については、当然検討して実施していく必要があると考えています。</li> </ul>
	締切り可能な霞堤について締切った上で、洪水対策を実施するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案には、牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消すると記載しています。</li> </ul>
	霞堤対策として輪中堤、周囲堤の設置による洪水防御施策の検討をすべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞堤対策として、輪中堤や周囲堤等の設置を行った場合には、現況の霞の機能が大きく損なわれることとなります。このため、整備計画原案においては霞堤を完全に締め切ることは考えていません。</li> <li>・将来の整備計画等を作成する時点で十分に議論したいと考えています。</li> </ul>
	霞堤を締め切らないのであれば、それに替わる被害軽減対策を実施するべきである。 排水ポンプ設置による浸水被害軽減対策（小堤設置時） 霞堤地区が浸水の常襲地帯とならないように、十分努力してほしい。 住民は洪水に対し、常に不安を持っている。治水対策には、十分配慮し計画を立てるべきである。 情報の提供と地域住民の意見の汲み上げを十分に実施してもらいたい。また、下条・賀茂・江島が特殊地帯に陥る事がないように充分研究し、案を作ってもらいたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案には、小堤の設置による浸水被害の軽減とあわせて、下条、賀茂および江島の各霞堤では、関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめ細かいハザードマップ等のソフト対策を図ると記載しています。</li> <li>・また、小堤設置後の排水対策については、当然検討して実施していく必要があると考えています。</li> </ul>
	河川改修の進捗に伴い、霞堤内の浸水頻度は更に多くなると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案では、流量を流す断面を拡大するなどの河道改修と洪水調節も目的の1つとする設楽ダムの建設により、洪水時における本川の水位低下を図ることとしています。このため、霞堤開口部付近の水位も低下し、また現在無堤部となっている霞堤開口部付近に小堤を設ける計画としているため、浸水頻度などは減少するものと考えております。</li> </ul>
治 水	水は人間生活に必要な物であるが、台風時・豪雨等洪水対策に最善の努力を願いたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案には、洪水時に全川的な河川水位の低下を図るため、洪水を貯留し全川にわたって水位低下効果が期待できる洪水調節ダムを整備するとともに、ダム調節後の流量を流す断面が不足している箇所について、上下流バランスに配慮しながら、流下能力の段階的向上を図るために樹木の伐採、低水路の拡幅等の河道改修を実施すると記載しており、最大限の努力をしております。</li> </ul>
	「堤防が未完成の区間」についての今後の計画について記述すべきである。 親水性に配慮し、未完成堤防の早期完成を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画はおおむね 30 年間の河川計画です。なお河川整備計画は、一度作成したら変更しないものではなく、大きな洪水の発生や自然社会条件等の状況の変化等必要に応じて適宜見直しを予定しています。</li> <li>・また、河道改修等の河川整備にあたっては、親水性の視点も含め、河川環境の保全と利用の調和に努めてまいります。</li> </ul>
	保水地域、遊水地域（霞堤の存置等）の保全や低地などの地域ごとの総合的な治水対策を実施するべきである。 浸透性舗装等、中下流域も含めた流出抑制策を実施するべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備計画原案では霞堤の存置等につきましては一部の霞堤を除き、保全する計画としております。</li> <li>・整備計画原案には、下条、賀茂及び江島の各霞堤では、関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめの細かいハザードマップ等のソフト対策とあわせて小堤の設置などにより浸水被害の軽減を図ると記載しています。</li> <li>・また、牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消するとしています。</li> </ul>



	主 な 意 見	お 答 え ( 案 )
治 水	洪水に対しては、霞堤の有効利用を行うことにより対処可能である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画原案では、下条、賀茂及び江島の各霞堤では、関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制およびきめの細かいハザードマップ等のソフト対策とあわせて小堤の設置などにより浸水被害の軽減を図ることを記載しています。</li> <li>牛川霞堤については、下流からの河川改修の進展により、他の地区への水位上昇などの影響がなくなったことから、土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消することを記載していますが、そのみでは十分な安全度の確保ができないために河道改修や設楽ダムの建設を予定しているものです。</li> </ul>
	M40年代、S44年の洪水はその数年前に国有林、民有林の伐採が重なった結果、森林の保水力、土砂防止力の低下による物である。適正な管理と過剰な開発をさける事で大洪水は起きない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の主旨は流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画原案作成に向けての提言」においても『森林保全対策の推進』と述べられており、整備計画原案には、今後、新たな水循環・国土管理に向け、上流域の森林から三河湾に至る流域における河川水、地下水等の水循環や土砂流出について関係機関と連携し調査研究を行うことを記載しています。</li> <li>豊川流域の豊かな森林を今後とも引き続き良好な状態で維持することは重要と考えています。しかしながらこの豊かな森林をもってしても、豊川流域では洪水や濁水が頻発しているのが現実です。</li> <li>豊川流域では、洪水や濁水を森林のみで防ぐことは現実的ではなく、ダムと森林が一体となって国土保全を図っていくことが必要です。またダムを守る観点からも、倒木や土砂がダムに流れ込まないようにするため、森林の保全は大切だと考えています。</li> </ul>
	洪水時の水位低下対策の継続的な実施を希望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の主旨は整備計画原案では、洪水時に全川的な河川水位の低下を図るため、洪水を貯留し全川にわたって水位低下効果が期待できる洪水調節ダムを整備するとともに、ダム調節後の流量を流す断面が不足している箇所について、上下流バランスに配慮しながら、流下能力の段階的向上を図るために樹木の伐採、低水路の拡幅等の河道改修を実施することを記載しています。</li> </ul>
	(堤防が切れると被害が大きいため)大村地区の堤防補強を一番先に実施していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大村地区の堤防補強は、整備計画原案に盛り込まれていますが、実施時期については河川整備計画策定後、豊川全体のバランス等を考慮しつつ決定していく予定です。</li> </ul>
	石田橋より下流の洪水は都市開発による洪水調整機能の消失による都市型洪水だと思う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊川流域における都市部(市街化区域)の割合は5%程度であり、石田橋より下流部の洪水量に占める都市部からの流出量の影響はわずかであると考えています。</li> </ul>

	主  な  意  見	お  答  え  (  案 )
利  水	<p>毎年のような渇水により日常生活や農業生産活動に大きな不安と被害を与えると共に、水利用開発企業の立地が進まないなど当地域の発展の障害となっている。</p> <p>県営かんばい等で無駄な水をなくそうとしているがもっと継続的に水を確保できるよう希望する。少しぐらいの節水はやむを得ないがある程度安定した供給が望ましい。</p> <p>豊川用水通水後、渥美半島の農業は飛躍的に発展した。用水の賜と感謝する。当初計画よりも工業用水、上水を上回る農業用水使用量が大幅に多いのも農業の発展の証だと思し、今後も増加すると思う。</p> <p>プールの閉鎖等が起こらないような、東三河のふるさとづくりに努力してほしい。</p> <p>宇連ダムの水がないため、水の確保をして欲しい。</p> <p>現在、節水が大きく作付けが出来ないため、水の確保を希望する。</p> <p>豊川用水は全体で水が足りません。国土交通省で是非とも水の確保を希望する。</p> <p>今の用水は長期的には不足しているので水の確保を希望する。2ヶ月位で節水は困る。</p> <p>安定的に水が確保できる施策を推進していただきたい。</p> <p>水の有効活用が出来る方策の推進を希望する。</p> <p>宇連ダムが水不足なので川の水の確保を希望する。</p> <p>毎年の節水で水使用に対し、不安を持っている。雨水の有効的確保を希望する。</p> <p>安定した水供給をしてくれるような施設を希望する。</p> <p>渇水のない安定水量の確保を希望</p> <p>毎年水不足が問題になるため十分な水確保を希望する。</p> <p>農業用水の不足で営農計画が出来ないため、水の安定供給を希望する。</p> <p>毎年、節水となり水不足である。長期的な水確保を希望する。</p> <p>本年は豊川用水の節水で困っている。これからの水の確保を希望する。</p> <p>下流地域農家はまだまだ水は必要と思う。</p> <p>全国的にも水不足に陥りやすい豊川水系の水源がもう少し整備されることを希望する。</p> <p>現在の水源自体、流域が小さく1ヶ月も雨が降らなければすぐに節水になってしまう。特に秋冬作の植付時期が一番厳しいと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の主旨に沿えるよう、早期に整備計画策定を目指し、安全で安心な社会が実現できるよう必要な施策を実施してまいります。</li> </ul>
	<p>過去に比べ、水量が減ってきており、魚の絶対数が減少していると思う(その原因の1つは、ダムによるものだと思う)。下流の人が水をより多く求めれば求めるほど、川は死に近づくため、水を無駄に使わない方法を考えるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見の主旨は、流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても、『節水対策の推進』として述べられており、整備計画原案でも、健全な水循環系の構築、水の再利用の推進、節水の促進等渇水に強い節水型社会システムの構築等のため、関係機関や地域住民等との連携を強化すると記述しています。</li> <li>・東三河地域や豊川流域では毎年のように渇水が頻発しており、他の地域と比べても節水に対する意識も高く節水に心がけていると思いますが、それでも農業経営や日常生活にただならぬ影響が生じています。</li> <li>・渇水時の河川の流量を確保するためにも、設楽ダムの建設は必要であると考えています。</li> </ul>
	<p>水需要予測が過大である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川水系は水資源開発促進法に基づく「水資源開発基本計画」(平成2年5月策定)において、東三河地域と湖西地域の水需要想定に基づいて水供給を確保するため、豊川総合用水及び設楽ダムなどの水資源開発を促進することとされています。</li> <li>・また、愛知県の「愛知2010計画」(平成10年3月策定)では、目標年次である平成22年の東三河地域の河川本川需要量を3億1200万m<sup>3</sup>/年と予測しており、豊川総合用水や設楽ダムの建設が必要とされています。</li> </ul>
	<p>農業用水の無駄をなくし管理を適切に行うことにより、利水は対応可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東三河地方の農業用水のほとんどは、豊川用水からの取水で行われてきました。</li> <li>・豊川用水は、全面通水開始以来30余年が経過し、近年、漏水・破損事故が顕著になっていることなどから、水路施設を改築する豊川用水 期事業を水資源開発公団が実施中であると聞いています。</li> <li>・しかしながら、豊川では渇水が頻発して水不足の状態であり、将来需要につきましては現状施設のみでは対応できないものと考えています。</li> </ul>

	主 な 意 見	お 答 え ( 案 )
利 水	都市に降る 1,500 mmの雨水の貯留、活用を含めた洪水利水を考えることが大切である。	・雨水貯留施設などにより、雨水の利活用を促進することに対しては同意見ですが、豊川流域における都市部（市街化区域）の割合は5%程度であり、豊川全体の治水対策や利水対策を雨水利用のみで対応することは困難かと考えています。
	本年の渇水による具体的な被害が無ければ現状で良い。	・本年8月の渇水においても、全国有数の野菜・果実産地である東三河地域において、秋に収穫予定のナシ、カキで実の発育への影響が心配されたり、定植の始まるキャベツ、白菜等の成長の遅れが目立ち、収穫半減を覚悟する農業関係者もいるなどの農業への影響や、各地域において小中学校のプールが閉鎖されたり、老人福祉施設等の入浴利用が中断されるなど等の報道がなされていたところです。
	中山間地の棚田を活用すべき	・整備計画原案では、現在の土地利用形態を前提として河川への流出量を計算しています。
	（幹線水路が災害等で使えなくなった時を考え、）水利用は豊川のみには依存するのではなく、受益地に降った雨量を有効利用すべきである。	・水の恩恵を受けている一般の方々に対して、関係機関とともに広くPRしていきたいと考えています。 ・幹線水路の災害等に備えて、豊川用水二期事業などにより水路の二重化等がなされていると聞いています。また、雨量の有効利用については、豊川用水完成前から、実施されていたと思われませんが、無降雨期間が長期に及ぶ場合などには必要な水利用への対応ができないことから豊川用水が整備されたと認識しています。
	利水対策について、宇連ダムへポンプアップで導水路する等の対策を検討すべきである。	・豊川においては、寒狭川については寒狭川頭首工上流、また、宇連川については大野頭首工上流の水は既に豊川用水等に利用されており、今後、更に宇連ダムにポンプアップできるような水量はないものと考えています。
	水不足は、事前にわかっているため数ヶ月前の早い時期から対応すべきである。	・現在でも早い段階から節水対策がとられていると考えております。本年におきましても宇連ダムの貯水率が約50%となった、5月10日から第1次節水対策がとられています。なお、現時点では数ヶ月後までの降雨予測を正確に行うことは困難であると考えています。
	農業の経営姿勢が問題であり、水に対する感謝、水利用への心構えの啓発に努めるべきである。	・農業に限らず、広く水を利用されている一般の方々に対して、関係機関とともに広くPRしていきたいと考えています。
水を有効利用できるようなダム管理システムの一本化が必要である。	・ご意見の主旨は整備計画原案に、河川環境の保全や既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能の維持増進を図るため、水量水質の監視を行うとともに、利水者との情報伝達体制を整備して河川流量やダム貯留量等の情報提供に努めつつ、河川管理施設や複数の利水施設の連携による河川流水の総合的運用を行い水資源の有効利用を図ること、また、日頃から河川管理者と利水者相互の情報交換を行って理解を含め、渇水時の水利調整の円滑化を図ることを記載しています。	
内水対策	大村地区の内水対策の早期実施を希望する。 支川殿田川の内水対策を希望する。 近年では集中豪雨の度、農地や道路が冠水して農作物の被害や道路の通行止めが発生しているため、殿田川及び杉川ひ門の所に大型排水機の設置を要望する。	・整備計画原案には、背後地の状況変化等により、新たに内水対策の必要性が高まった地区や改築の必要性が高まった排水樋門等については、内水浸水発生原因及び内水処理方策について調査・検討を行うと記載しています。
河川環境	生物に配慮した河川整備を希望する。 河川の自然環境を損なわないような整備が必要である	・流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『河道改修を実施するに際しての沿川地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、グランドワーク等の沿川住民による環境モニタリングなどの住民活動との連携や流域ガイド、環境学習、河川愛護活動等の啓発を図り、この成果に基づいた日常的な河川管理や河川環境改善のための計画づくりへの住民参加を進め、地域の意見を反映し、地域と一体となった河川整備を進めると記載しています。
	豊川の水質保全に伴う、環境整備、一定量の水量確保	・整備計画原案でも記述していますように、良好な河川環境の創出等ができるような環境整備や、渇水時においても一定量の水量を確保するために設楽ダムの建設や豊川流況総合改善事業の完成を予定しております。
	下流域の河川環境に対する配慮のみで、上流域の河川環境への配慮がない。	・流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『設楽ダム建設に際しての水源地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、特に、ネコキギやクマタカをはじめとした動植物の生息・生育環境に与える影響をできる限り回避・低減し、必要に応じて代替措置を講ずるよう配慮するとともに、水質についてはダム貯水池のみではなく、下流域を含めて配慮すると記載しています。

	主 な 意 見	お 答 え ( 案 )
河川環境	河川敷の改善（公園・スポーツ広場など） 河川利用者に配慮した川づくりの実施をお願いしたい。	・流域委員会から頂いた「豊川水系河川整備計画の原案作成に向けての提言」においても『河道改修を実施するに際しての沿川地域並びに環境への配慮』と述べられており、整備計画原案でも、グランドワーク等の沿川住民による環境モニタリングなどの住民活動との連携や流域ガイド、環境学習、河川愛護活動等の啓発を図り、この成果に基づいた日常的な河川管理や河川環境改善のための計画づくりへの住民参加を進め、地域の意見を反映し、地域と一体となった河川整備を進めると記載しています。
	河川整備計画の原案に自然環境の保全が含まれていることに賛同する。自然に触れ、楽しい河川となることを希望する。	・ご意見の趣旨に沿えるよう、原案を尊重した整備計画を作成する予定です。
維持管理	放水路等の河川管理施設の管理に万全を尽くしてほしい。 河川敷緑地等を整備した後の河川利用者に対する対策（ゴミ処理、夜間の騒音等）も検討するべきである。 豊川をきれいにするためのボランティアを、行政を通じて募集したらどうか。 渇水時や災害時のみではなく日常から節水や防災に対する啓蒙活動を行うべきである。	・ご意見の主旨は整備計画原案に、維持管理は「災害の発生防止」「河川の適正な利用」「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」の観点から、洪水時や渇水時だけでなく、平常時から豊川の有する機能が十分発揮できるよう、関係機関や地域住民等との連携を強化し、「平常時の管理」、「洪水時の管理」、「渇水時の管理」、「地震時の対応」、「水質事故の対応」を実施することを記載しています。
その他の意見	情報公開を徹底し、住民との意志の疎通が図れるようにするべきである。 河川整備計画についても情報公開を進めるべきである。 川に関するイベント等を開催し、川に関心を持ってもらうことが重要である。 共生共存の理念を共有する場作りが大切である。（上流、下流の乖離が問題である）	・ご意見の主旨は整備計画原案に、河川の特性和地域の風土・文化を踏まえ、東三河地域の母なる川として「豊川らしさ」を活かした河川整備を進めるため、ホームページやKAWAKKO資料館等を活用して豊川の自然環境の現状等豊川の魅力について広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民との双方向コミュニケーションを推進することを記載しています。

関係住民の方から頂いた意見に対するお答え（案）

平成 13.8.28 まで集計

3. 要望・その他の意見

	主 な 意 見	お 答 え（案）
要 望	堤防を道路として利用するために堤防の直線化を希望する。(9.8k~10.4k 右岸付近)	・基本的な考え方として、河川堤防は道路ではありません。堤防天端を道路として利用するために、河道内に新たな直線堤防を増築し、現在の河道断面を狭めるような施策は実施すべきではないと考えています。また、環境を含め現在有している河道内の機能を極力保全することが基本と考えています。
	豊川水系の整備も放水路に始まり、堤防などほぼ完成しているため、ソフト的に対応する方策を講ずるべきであり、今以上のハード的整備は、税金の無駄遣いである。	・現在豊川の堤防は約85%完成しているものの、河道及び洪水調節施設の整備が残っているため、現況の治水安全度は約1/10（霞堤地区を除く）と低く、決して整備が完了した訳ではありません。
	堤外地の樹木等により、洪水時の本川から清水川への逆流が早くなったように思うので調査してほしい。(23.2k 右岸付近)	・現地の状況等を確認の上、必要に応じて対策を実施します。
	支川間川が本川に合流する付近の護岸整備を希望する。(15.3k 左岸付近)	・引き続き現地の状況を監視し、必要に応じ適正に対処します。
	水道の市町村受水制度は、責任受水制度ではなく、従量制にするべきである。	・河川管理者が対応できる課題ではないため、ご意見は関係機関にお伝えします。
	寒狭川にある発電ダムに可動式土砂排出施設を整備して、洪水時に土砂の流下を図って三河湾の浄化、干潟の維持を希望する。	・事実であれば、施設管理者である水資源開発公団と調整を行い、適切な対応をすべきであると考えています。
	牟呂松原頭首工完成後、海倉渚から新城橋にかけて川底にヘドロが堆積(30cm程度)しているため除去を希望する。浄化への配慮を願いたい。	・発電用取水堰は、中部電力株式会社の利水専用施設であり、魚道の設置については施設管理者の中部電力株式会社と河川管理者との間で調整すべき問題であると認識しています。
その他の意見	森と海をつなぐ回遊魚アユ、サツキマス、ウナギの遡上の為、寒狭川にある発電ダムに魚道の設置を希望する。	・今後、整備計画策定前に、意見交換会を再度開くことは現時点では考えていません。 ・ただし、整備計画策定において、関係県知事の意見聴取が義務づけられており、県知事はあらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならないことから、地域住民の意見も十分反映されると考えています。 ・整備計画策定後も、河道改修等の施工時などにおいては住民説明会等を実施する予定です。
	原案作成段階でも地域住民の意見を聞くべきである。 整備計画策定前に、意見交換会等の場を作るべきである。 説明会等を整備計画作成後も開催し、住民との意見交換を図るべきである。 問題を解決してから関係住民の意見を聞き、計画を策定すべき。	・整備計画原案は流域委員会が策定したのではなく、河川管理者が作成したものです。 ・また、流域委員会では、設楽ダム計画を含む原案作成に向けての提言をまとめるにあたり、設楽ダム計画を含まない、他水系からの更なる導水案、河道内全樹木伐採案など7案の代替案を検討して決定しております。
	設楽ダム計画推進一辺倒の整備計画原案を作成した豊川の明日を考える流域委員会の豊川に対する認識の甘さを感じる。	・ご意見を参考に、今後とも極力分かり易い説明や若い方が関心を持っていただけるような方法に努めてまいりたいと考えています。
	設楽ダムの必要性について生活に密着した数字や、具体的な積算資料をもって説明するべきである。	・今後、同様な会などを催す際の参考とさせていただきます。
	パンフレット(整備計画原案)が、大勢の人々の目に触れるよう、新聞・テレビ等でPRする必要がある。また、学校関係へも配布すべきである。	・豊川水系河川整備計画原案パンフレットは、関係市長村役場、県土木事務所等からも配布しておりますし、地区別意見交換会の実施に際しましては、新聞、市町村広報、インターネット等により周知を行うなど、PRに努力してまいりました。
水不足はダムに水がないからではなく、雨が降らないから渇水という認識を持つべきである。	・基本的にはその様に認識しております。	